

GXの実現に向けた取組

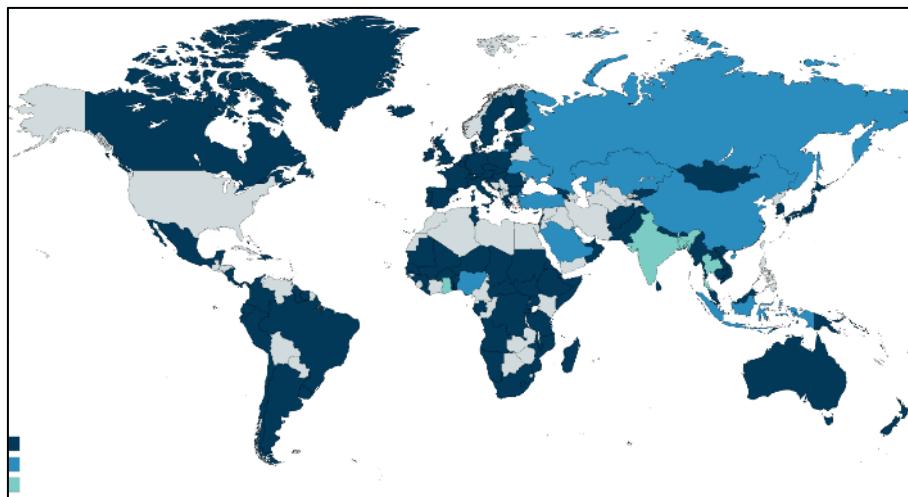
2025年9月

経済産業省 GXグループ[®] 環境政策課

世界のカーボンニュートラル宣言の状況と日本のGX政策

- 世界でカーボンニュートラル（CN）目標を表明する国・地域は146あり、そのGDPに占める割合は約7割。
- 日本は、2050年にカーボンニュートラルを実現することを宣言しており、2030年、2035年、2040年にそれぞれ温室効果ガスの2013年比46%減、60%減、73%減を目指すと表明。
- 化石燃料中心の産業・社会構造からクリーンエネルギーを中心とする産業・社会構造への転換、すなわちGX（グリントランسفォーメーション）の取組を推進し、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す。

期限付きCNを表明する国・地域（2025年2月）



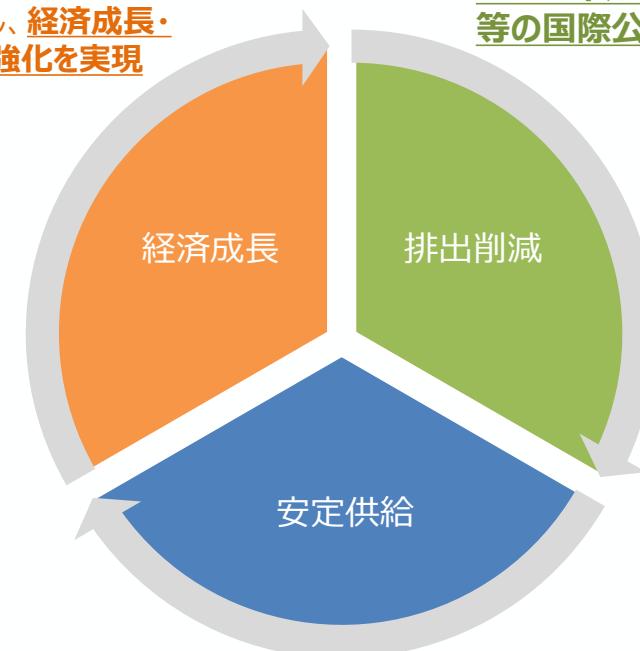
- 2050年まで
- 2060年まで
- 2070年まで

出所：各国政府HP、UNFCCC NDC Registry、Long term strategies、World Bank database等を基に作成

※国連に提出されている各国の長期戦略や各国のCN宣言に基づき、CNを宣言している国・地域を経済産業省がカウント（2025年2月13日時点）

※GDP: World Bank (2025), World Development Indicators (2023).を元にGDPをカウント。
2050CNを掲げた米国大統領令（バイデン政権時に制定）をトランプ大統領が2025年1月に撤回する前は、
世界のカーボンニュートラル目標を宣言する国・地域の世界全体のGDPに占める割合は、約9割。

日本が強みを有する関連技術等を活用し、経済成長・産業競争力強化を実現



2050年カーボンニュートラル等の国際公約

- ・ ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- ・ **化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築**

- 米国は、トランプ政権の下でパリ協定から離脱を表明、前政権のグリーン投資支援を見直し、EVや再エネ等への支援を削減。一方で、化石燃料の増産や原子力産業の活性化を企図するなど、自国のエネルギー・アセットを最大活用できる技術には支援を実施。
- EUは、グリーン政策においても産業競争力との両立を強調。
- 中国は、自国のエネルギー安全保障の観点からクリーンエネルギーへの投資を進め、GX×DXの軸となる半導体等への投資を推進。
- 日本のGXは、元々、「エネルギー安定供給／経済成長／脱炭素」の3つを同時追求するコンセプト。一次エネルギー供給の約8割を化石エネルギーに依存する中、化石燃料を自給できる国とは異なり、エネルギー安全保障の観点からもGXをブレずに堅持する必要。国内投資喚起、経済安保の観点も含め、GX投資の加速化が必要。

			
脱炭素政策の狙い(不变)	共通項として、政府主導の 自国産業競争力・安全保障強化 がベース		
これまでの政策	<p>"Made in USA"復活 エネルギー大国の地位を活かし、グローバル経済下で失われた製造業基盤を復権</p> <p>IRA(インフレ削減法)(2022~) • バイデン政権時代、幅広いクリーン技術を対象とした“総合的”な税額控除施策 • 税額控除のボーナス要件には、北米産部品比率や北米組み立て要件、米国人雇用推奨等の保護主義的な要素も内包</p>	<p>“気候変動政策”の主導 域内エネルギー(再エネ)・資源循環による自立化と域内産業保護を志向</p> <p>欧州グリーンディール(2019~) • 2050年までにGHG排出を実質ゼロとする包括的政策を標榜 • 「Fit for 55」(2030年までにGHG排出量を1990年比で55%削減)等、環境貢献を重視した政策を打ち出し</p>	<p>"世界の工場"霸権維持 グローバル経済下で築いた「世界の工場」霸権ポジションの維持/強化</p> <p>「1+N政策」(2021~) • CN目標達成(2060)とエネルギー安定供給のためのグリーン政策として、再エネ基準強化、太陽電池、風力タービン、蓄電技術の支援加速 • 脱炭素化を見据えた製造業政策として、EV導入補助金、EVメーカーへの税制優遇/工場立地支援</p>
投資家動向(NZBA脱退)ブロック化(相互関税) 直近政策	<p>OBBB (2025~) [One Big Beautiful Bill] • “総合的”なクリーン技術支援のIRAから、米国エネルギー・アセット利活用のに資する技術へ“選択と集中” (例: グリーン水素は支援期限を前倒しするが、ブルー水素は継続推進。CCSやバイオ燃料への支援は原則維持。)</p> <p>競争力コンパス(2025~)/クリーン産業ディール(2025~) • EU産業の競争力強化に重点。 • 「脱炭素化と競争力の両立」、「脱依存とセキュリティ強化」を標榜 • 保護主義的な要素も含む産業政策を強く打ち出し (例: クリーン製品主要部品域内産率40%目標)</p> <p>先端製造業支援(2025~) • 排出権取引市場の対象拡大など取組を深化させつつ、2027年までに先進製造業(集積回路や先進素材等)のハイエンド化・グリーン化を支援する金融システム確立を標榜</p>		
変化・深化を受けて、 自国産業競争力・安全保障強化 の様相がより色濃く			

- これまで、「GX経済移行債」の発行、「分野別投資戦略」に基づく投資促進、GI基金プロジェクトの推進等、日本のGXは着実に進展。25年2月、国際情勢の変化により事業環境の不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見性を高めるため、より長期的視点に立った「GX2040ビジョン」を閣議決定。
- 更に、25年5月には、GX市場創造・成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向け、GX推進法・資源有効利用法を改正。

これまでの進捗

23年2月 **GX基本方針(GX実現に向けた基本方針)**閣議決定
:「成長志向型カーボンプライシング構想」の提示

23年5月 **GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）**成立
: GX経済移行債の発行、カーボンプライシングの導入、GX推進機構の設立等

23年7月 **GX推進戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）**閣議決定
: GX推進法に定めた法定戦略の提示

25年2月 **GX2040ビジョン** 閣議決定
: GX推進戦略を改訂し、中長期の見通しを示す。
第7次エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画も同時に閣議決定

25年5月 **改正GX推進法・改正資源有効利用法** 成立
: 排出量取引制度の法定化 等

GX政策の概要

成長
志向
型CP

◆ **排出量取引制度を26年度より本格稼働**
・GXリーグにおいて23年度より試行的に実施
・本格稼働に向け、必要な制度整備を盛込んだ
改正GX推進法が成立（25年5月）

先行
投資
支援

◆ **GX経済移行債の発行（24年2月～）**
・世界初の国によるトランジション・ボンドとして発行
(国内外の金融機関から投資表明)
◆ **『分野別投資戦略』**
(23年12月とりまとめ、24年12月改定)
・重点分野に対し、GX経済移行債を活用した投資促進策等を提示

新たな
金融
手法

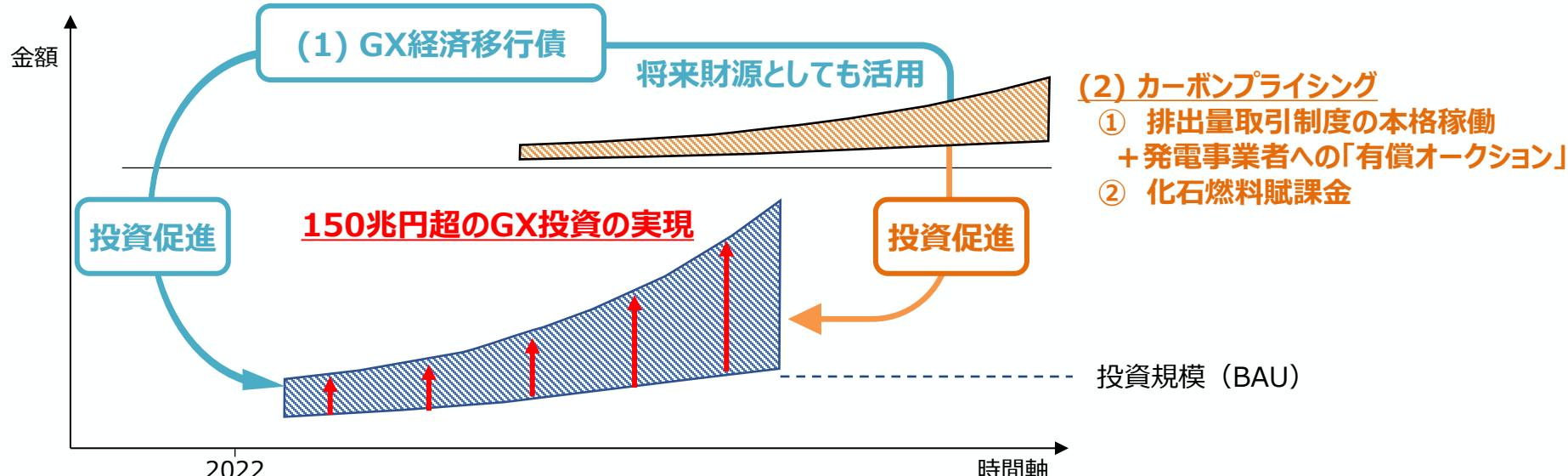
◆ **GX推進機構業務開始（24年7月）**
・新たな金融手法の実践 (GX投資への債務保証等)

国際
戦略

◆ **多様な道筋（G7）や、
トランジション・ファイナンスへの認識拡大**
◆ **AZEC首脳会合開催**
(第1回23年12月、第2回24年10月)

成長志向型カーボンプライシング構想

- (1) 「GX経済移行債」※を活用した先行投資支援（10年間に20兆円規模） ※ 2050年度までに償還
→ エネルギーの脱炭素化、産業の構造転換等に資する革新的な研究開発・設備投資等を、複数年度にわたり支援
- (2) カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ
- 炭素排出への値付けにより、GX関連製品・事業等の付加価値向上
 - 直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後に、**当初低い負担で導入し、徐々に引き上げ**
 - **エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することが基本**
- ① 多排出産業等の、企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づく「**排出量取引制度**」の本格稼働 【2026年度～】
+ 発電事業者に、EU等と同様の「有償オーケション」（特定事業者負担金）を段階的に導入【2033年度～】
→ 電源の脱炭素化を加速
- ② **化石燃料賦課金制度の導入** 【2028年度～】
→ 化石燃料ごとのCO₂排出量に応じて、輸入事業者等に賦課。
- (3) 新たな金融手法の活用 → 官民金融支援の強化、サステナブルファイナンス、トランジションへの国際理解醸成
- ⇒ **これらの方針を予め示すことで、GX投資を前倒しで取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設**



1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。

2. GX産業構造

- ①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。
- 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。

3. GX産業立地

- 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。
- クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。
- AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。

- 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）
 - 一定の排出規模以上(直接排出10万トン)の企業は業種等問わず一律に参加義務。
 - 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。
 - 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。
- 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

※脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源法）

背景・法律の概要

- ✓ 2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立（GX）を実現するための施策として、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めているところ。
- ✓ 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するため、（1）排出量取引制度の法定化、（2）資源循環強化のための制度の新設、（3）化石燃料賦課金の徴収に係る措置の具体化、（4）GX分野への財政支援の整備を行う。

（1）排出量取引制度（GX推進法）

① 一定の排出規模以上の事業者の参加義務づけ

- ・二酸化炭素の直接排出量が一定規模（10万トン）以上の事業者の参加義務化。

② 排出枠の無償割当て（全量無償割当）

- ・トランジション期にある事業者の状況を踏まえ、業種特性も考慮した政府指針に基づき排出枠を無償割当。割当てに当たっては、製造拠点の国外移転リスク、GX関連の研究開発の実施状況、設備の新增設・廃止等の事項も一定の範囲で勘案。
- ・割り当てられた排出枠を実際の排出量が超過した事業者は排出枠の調達が必要。排出削減が進み余剰が生まれた事業者は排出枠の売却・繰越しを可能とする。

③ 排出枠取引市場

- ・排出枠取引の円滑化と適正な価格形成のため、GX推進機構が排出枠取引市場を運営。
- ・金融機関・商社等の制度対象者以外の事業者も一定の基準を満たせば取引市場への参加を可能とする。

④ 価格安定化措置

- ・事業者の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格を設定。
- ・価格高騰時には、事業者が一定価格を支払うことで償却したものとみなす措置を導入。
- ・価格低迷時には、GX推進機構による排出枠の買支え等で対応。

⑤ 移行計画の策定

- ・対象事業者に対して、中長期の排出削減目標や、その達成のための取組を記載した計画の策定・提出を求める。

（2）資源循環の強化（資源法・GX推進法）

① 再生資源の利用義務化

- ・脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。

- ・GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施。

② 環境配慮設計の促進

- ・資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- ・認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- ・高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- ・シェアリング等のC Eコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

（3）化石燃料賦課金の徴収（GX推進法）

- ・2028年度より開始する化石燃料賦課金の執行のために必要な支払期限・滞納処分・国内で使用しない燃料への減免等の技術的事項を整備する。

（4）財政支援（GX推進法）

- ・脱炭素成長型経済構造移行債の発行収入により、戦略税制のうち、GX分野の物資に係る税額控除に伴う一般会計の減収補填をする。

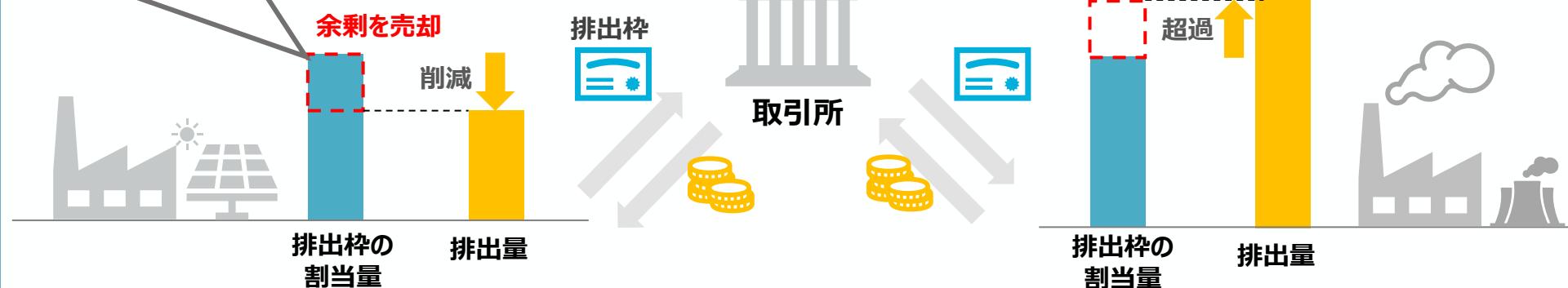
※排出量取引制度を基礎として、2023年度より特定事業者負担金の徴収を開始する。

排出量取引制度と化石燃料賦課金

排出量取引制度

①排出枠の割当

- 一定の基準に従って政府が排出枠（排出許可証のようなもの）を割当。



②排出枠の取引の実施

- 市場を介して実績との過不足分を融通。

不足分を調達

超過

化石燃料賦課金

- 化石燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量に応じた金額を賦課するもの。
- 化石燃料の輸入事業者等に支払い義務。転嫁を通じて社会全体で、化石燃料の使用に伴うコストを負担。

→ 化石燃料の需要家に対して、排出量取引よりも広範に行動変容を促すことが可能。

排出量取引制度の段階的な発展

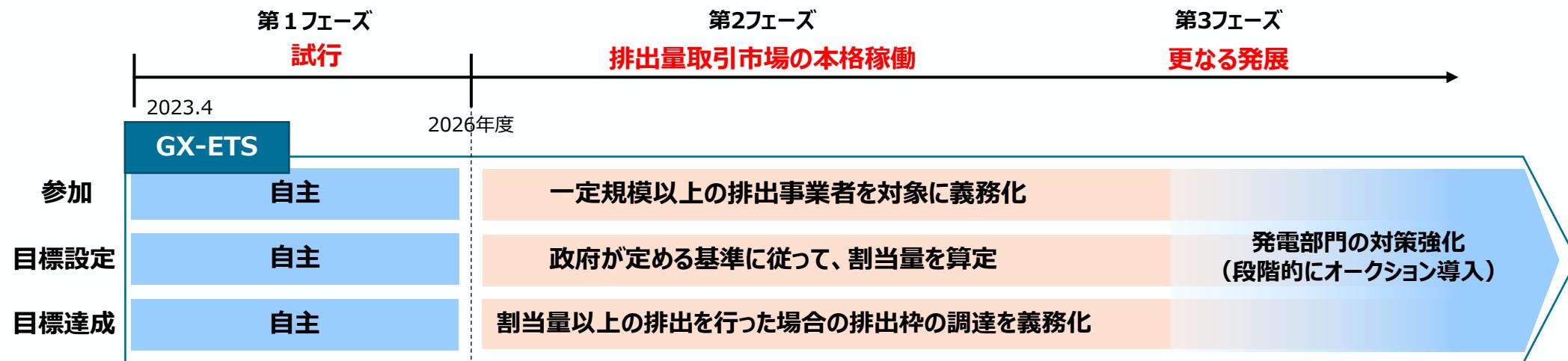
GX推進の観点からGX推進戦略に基づき20兆円規模先行投資支援を行うとともに、GX投資の促進が特に重要な多排出企業を対象に排出量取引制度を段階的に導入することとしている。

具体的には、

- 2023年度より、自主参加型の枠組みであるGXリーグにおいて、排出量取引制度を試行的に開始。
- 2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）。
- 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークション※を導入。

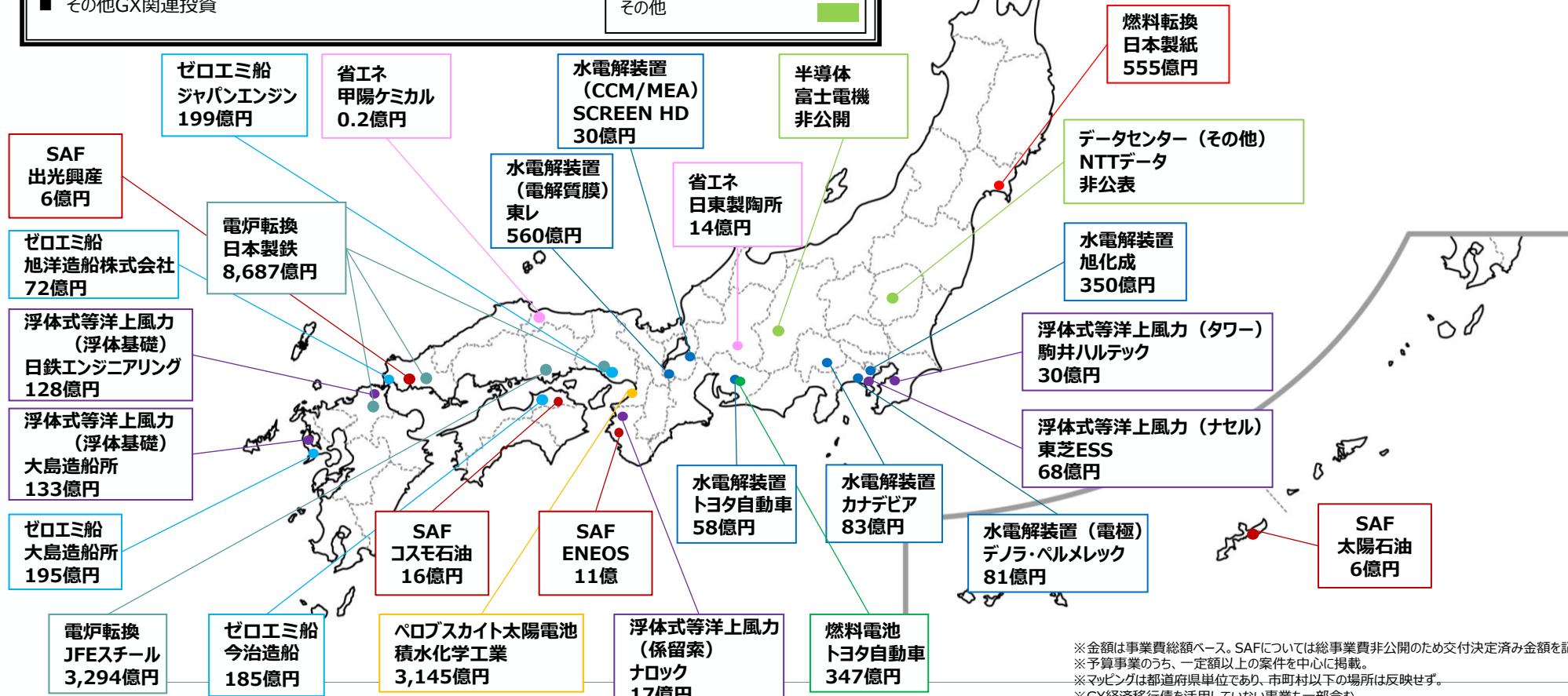
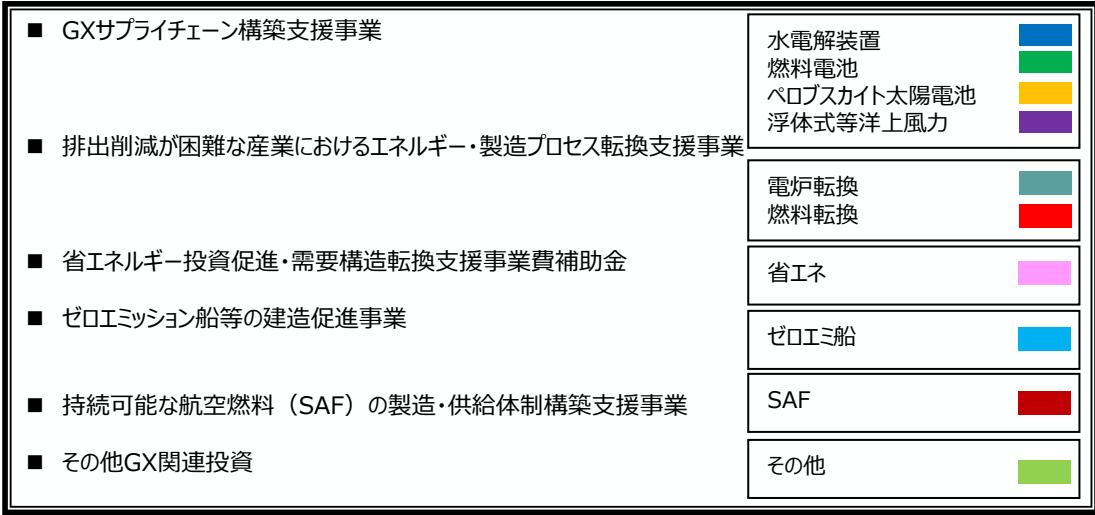
※ 企業に割り当てられる排出枠を無償で交付せず、企業が必要とする分を政府が売り渡す方法。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



国内のGX投資の動き

令和7年8月26日
第15回GX実行会議 資料1 一部編集



- 「新時代のインフラ整備」として、地域に偏在する脱炭素電源等を核に、新たなGX型の産業集積やワット・ビット連携（電力・通信インフラの一体整備）の実現を目指す。
- 専門家の議論を踏まえ、3類型を整理。有望地域に対して、規制・制度改革と支援策を一体で措置する「GX戦略地域」制度を創設する。国家戦略特区とも連携。
- これにより、地方経済を活性化させ、「地方創生2.0」の実現につなげていく。

「GX産業立地」の類型

①コンビナート等の再生 (GX新事業創出)

コンビナート等の地域の資産を有効活用し、GX型の新事業拠点を形成。



宇部市：28年3月にアンモニア生産終了

②データセンターの集積

電力・通信インフラを踏まえてDC集積地を形成。DC需要に対応。



ブラジル：世界最大級のDC集積地を構想
(約3GW)

③脱炭素電源の活用 (GX産業団地等)

脱炭素電源を活用した産業団地等を整備。



鳥栖市：100%再エネ提供をする団地造成（2030年頃完了予定）

事業者単位の支援（既存枠組みも活用しながら、全国各地の事業者を継続支援）

「GX戦略地域」の選定要件

(①コンビナート等再生型／②データセンター集積型)

令和7年8月26日
第15回GX実行会議 資料1より抜粋

- 実行会議を経て、8/26から自治体等からの提案募集を開始。全都道府県向け説明会も開催。
- 3類型のうち、①コンビナート等再生型と②データセンター集積型については、より意義のある地域選定につながるよう、選定要件を具体化・決定した上で募集を開始する。

選定要件の類型	コンビナート等再生型	データセンター集積型
インフラ整備	既存インフラを転換し、新規産業の拠点整備ができるか	電力系統の拡張余力等、DC集積地の適地となるポテンシャルがあるか
競争力強化	スピード感と収益性を有する事業体制等、新事業創出につながる計画や工夫があるか	AI活用やDX促進につながる計画や工夫があるか
脱炭素	GX新事業がうまれる事業計画があるか	脱炭素電源の供給・利用拡大に向けた計画があるか
地域との連携	自治体や中核ステークホルダーの強いコミット/リスクテイクがあるか	近隣住民の理解を得られるような計画や工夫があるか